

# 北海道根室高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの態様

いじめの態様として、次のようなものが考えられる。

- ・悪口を言う、あざける
- ・落書き、物壊し
- ・集団での無視、陰口、避ける、
- ・ぶつかる、小突く
- ・命令、脅し
- ・性的辱め
- ・部活動中のいじめ、
- ・メール等による誹謗中傷、噂流し
- ・からかい、嫌がらせ
- ・仲間はずれ、
- ・暴力、
- ・たかり、使い走り 等

### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断すること。また、見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行い、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

### 3 いじめの未然防止に向けて

本校は、いじめを未然に防止するため、授業や生活の「規律」を重んじ、主体的に「学習」や「行事」に参加・活躍できことで「自己有用感」を育ていける学校づくりを進めていく。

(1) 学習・生活指導の充実

- ・一人一人のニーズに応じた授業
- ・興味や関心、意欲を高め、「わかる」を実感できる授業
- ・互いの違いを認め合い、学び合える人間関係づくり
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

(2) 特別活動、道徳教育、生徒会活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・自己有用感や自己肯定感を高める取組の推進
- ・ボランティア活動の充実
- ・生徒自らがいじめ防止に取り組む活動の推進
- ・コミュニケーション能力の育成

(3) 教育相談の充実

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の啓発
- ・講演会等の開催
- ・「生徒指導だより、教育相談だより、保健だより」等による啓発

(5) 情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・開かれた学校づくりの推進

(7) 居場所づくり

- ・配慮が必要な生徒の特性を踏まえた適切な支援
- ・互いを認め合える活動の推進
- ・ストレスマネジメント、アンガーマネジメント 等

(8) 教職員の研修

- ・いじめを誘発・助長・黙認することのない体制づくり
- ・道徳教育や情報モラルに関する指導法の充実

#### 4 いじめの早期発見

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。本校では、生徒との信頼関係を大切にし、次のことを心掛けて早期発見に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒…別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン…別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケート調査の実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

## 6 いじめに対する措置

いじめの事実の有無の確認及びいじめがあったことが確認された後の対応について、次のとおり適切な措置をとる。

(1)いじめの事実に関する情報を得た場合

- ・教頭、生徒指導部長、該当学年主任及び担任が協力し、速やかにいじめの事実の有無を確認する。

(2)いじめがあったことが確認された場合

- ・教頭と生徒指導部長、当該学年主任及び担任、学年団による注意・指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断する。解決を図ることができないと判断した場合は、臨時いじめ防止対策委員会を開催する。

(3)臨時いじめ防止対策委員会

- ・いじめの事実を集約し対応方針及び指導・支援体制の確認を行う。また、事案によっては生徒指導部や警察等と連携する。
- ・対応方針及び指導・支援体制について全教職員へ情報の共有を図り、いじめの防止及び解決、再発防止に向けて学校全体で取り組む。

#### (4)生徒への支援・指導

##### ア いじめられている生徒への支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。

##### イ いじめている生徒への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

##### ウ 関係集団への指導

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちの問題として捉えさせ解決する力を育成する。

#### (5)保護者への対応

ア 丁寧に状況を説明し、今後の指導について、理解と協力を得られるよう対応する。

イ 場合によって、いじめている生徒の保護者と いじめられている生徒の保護者の間に教員が入り、関係調整を行う。

#### (6)関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

イ 警察との連携

ウ 福祉関係機関との連携

エ 医療機関との連携

#### (7)「いじめ防止対策委員会」の設置

教頭（委員長）、生徒指導部長、教務部長、学年主任、当該担任、教育相談担当者、養護教諭、その他（部活動顧問、生徒指導部員等）が構成員となり、いじめ問題の早期解決に努める。

また、必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家）と連携を図る。

## 7 インターネットやSNS等でのいじめへの対応

### (1) インターネットやSNS等でのいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載 等

### (2) インターネットやSNS等でのいじめの予防

#### ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り

#### イ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

#### ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) インターネットやSNS等でのいじめへの対処

#### ア 把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールによる情報提供

#### イ 対処

「状況確認」→「状況の記録」→「管理者へ連絡・削除依頼」

↓

「いじめへの対応」

↓

「警察への相談」

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

#### ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

#### イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席数が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム（道東地区）」の支援を受け解決にあたる。

9 いじめ防止指導計画

月	主な学校行事	未然防止・早期発見に向けた取組
4月	入学式、宿泊研修（1年）	QUテスト（1年）、サポート委員会
5月	高体連	
6月	前期中間考査、学校祭準備	ネットパトロール、サポート委員会
7月	学校祭	面談週間、サポート委員会
8月		いじめ調査、サポート委員会
9月	見学旅行（2年） 前期期末考査、体育大会	ネットパトロール、サポート委員会
10月		QUテスト（1年）、サポート委員会
11月		いじめ調査、サポート委員会
12月	後期中間考査	QUテスト（2年）、面談週間、サポート委員会
1月		ネットパトロール、サポート委員会
2月	後期期末考査	サポート委員会
3月	卒業証書授与式	サポート委員会